सत्यमेव जयते
GOVERNMENT OF INDIA
MINISTRY OF SKILL DEVELOPMENT
& ENTREPRENEURSHIP

Skill India
कौशल भारत-कुशल भारत

N·S·D·C
National
Skill Development
Corporation
Transforming the skill landscape

技能実習
プログラム（TITP）
ガイドライン

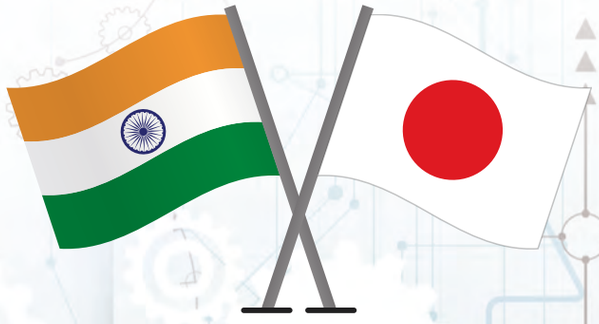

内容

1.	**技能実習プログラムについて**	**1**
1.1	背景	**1**
1.2	TITPガイドラインの目的	**2**
1.3	TITPとその主な機能	**3**
1.4	**TIIP**の種類	**4**
1.5	TITPの主な受益者	
1.6	派遣機関-プログラムの実施者	
2.	**TITPの利害関係者**	**5**
2.1	インドの利害関係者	**5**
2.2	日本の利害関係者	**9**
3.	**ワークフロー—TIIP**	**11**
4.	**派遣機関の役割と責任**	**12**
4.1	派遣機関による監督機関の選択	**12**
4.2	適切な候補者の登録および派遣機関による出発前研修の完了	**13**
A.	日本で技能実習を受ける候補者の登録	**13**
B.	インドの出発前訓練	**15**
4.3	日本での技能実習を受けるための監督機関/実施機関による候補者の選択	**15**
4.4	候補者の日本入国に関する書類の完成	**16**
4.5	監督機関/実施機関による日本での技能実習研修	**18**
4.6	日本での技能実習の修了とインドへの帰還	**20**
4.7	インドでのインターンへの雇用支援とフォローアップ調査	**20**
4.8	提出する情報/文書 派遣機関からNSDCへの派遣	**21**

5. 派遣機関から請求される料金 22

6. 管理費と監視費 23

7. TIPのモニタリング機構 24

7.1 監視メカニズムの目的 24

7.2 監視の方法 24

7.3 監視フレームワーク 25

7.4 設置 30

7.5 非倫理的な実践 30

7.6 結果管理システム 32

7.7 不満管理システム 32

副文 1 33

副文 2 35

副文 3 37

副文 4 37

略語と頭字語

NSDC	国立スキル開発法人
TITP	技能実習プログラム
MoC	協力覚書
GoI	インド政府
MSDEMSDE	スキル開発と起業家精神省
日本省	日本の法務省、外務省、 厚生労働省
OTIT	技能実習の機関
OJT	オンザジョブトレーニング
JITCO	日本国際訓練協力機関
MIS	管理情報システム
RFP	提案の依頼
COE	資格証明書
SO	派遣機関

免責条項:

これらの技能実習プログラム（「TITP」または「プログラム」）ガイドラインに含まれるすべての情報は、その後提供/明確化されたものであり、誠意を持って作成されました。これらのTITPガイドラインは、日本とインドが署名した協力覚書（以下「MoC」という。）に基づいて、候補者をTTIPのもと日本に派遣している国立スキル開発法人（以下「NSDC」という。）が管理する派遣機関のためのフレームワークを提供することを目的としています。各機関と候補者は、各自の訓練プログラムの調査と分析を行う必要があり、それらの関係を支配する別々の法的合意があります。NSDCは、責任や義務を負わず、いかなる段階でも本文書に記載されている情報を修正、削除、追加する権利を留保し、NSDCウェブサイトで更新されます。本TITPガイドライン（以下「TITPガイドライン」という。）は、日本に拠点を置く監督機関および実施機関に対して具体的に適用されるものではありません。

1. 技能実習プログラムについて

1.1 背景

スキルと知識は、あらゆる国の経済的および社会的発展の原動力です。インドがグローバルな知識ベースの経済に向けて進むにつれて、現在の仕事や将来の仕事に必要なスキルを労働力に備えることが、インドの発展展望にとって戦略的な懸念です。

インドは世界人口の約**17%**を占めており、急速な人口統計変化を経験しています、インドだけでなく世界中の他の地域にも広範な影響を及ぼしています。今日、インドは世界で最も若い国の**1**つであす。人口の**62**％以上が労働年齢層（**15**～**59**歳）であり、総人口の**54**％以上が**25**歳未満です。人口ピラミッドは、今後**10**年間で**15**～**59**歳の年齢層全体で膨らむと予想されます。さらに、**2020**年までにインドの人口の平均年齢は、**29**歳になると推定されています。一方で、米国では**40**歳、欧州では**46**歳、日本では**47**歳です。今後**25**年間続くと予想される人口統計上の配当を享受するために、インド政府（以下「**GoI**」と呼びます）は、インドの労働力に雇用可能なスキルと知識を与え、世界中の経済と産業の成長に実質的に貢献できるようにします。

この事業をさらに進め、インドを世界のスキル資本にする推進力を拡大するため、**GoI**はいくつかの措置を開始しました。このような注目すべき措置の**1**つは、インドのスキル開発・起業家精神省（以下「**MSDE**」と呼びます）と、日本の法務省、外務省、および厚生労働省（以下、「日本省」という）との間の協力覚書（「**MoC**」）の署名です。**MoC**は**2017**年**10**月**17**日に調印されました。スキル開発分野における日印間の二国間協力を大幅に拡大することを目的としています。**MoC**では、インドは日本に「技能実習生」を派遣して受け入れます。インドの産業が日本の産業のベストプラクティスを吸収できるようにすることで、インドのスキルエコシステムを変革することを目指しています。このモデルは、技術実習プログラム（以下「**TITP**」と呼びます）と呼ばれます。

MSDEはNSDCをプログラムの実施および監視機関として任命しました。

1 James,K.S.(2011).インドの人口変化：機会と課題。**Science,333(6042),576-580(http://science.sciencemag.org/content/333/6042/576)**

2 スキル開発と起業家精神の国家政策2015、スキル開発と起業家精神省

（ **https://www.msde.gov.in/assets/images/Skill%20India/National%20Policy%20on%20Skill%20Development%20and%20Entreprenurship%20Final.pdf** ）

3 日本の「技術実習及び技術実習生保護に関する適正な法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf）第2条第1項（ページ番号 1）に基づき、技術実習生は「個別企業型技術実習生及び監督機関型技術実習生」という。

個人企業型技能実習生および監督機関型技能実習生については、セクション1.4を参照してください。MSDEと日本省の間で調印されたMoCに従って、インドからの技術実習生としての候補者の受け入れは、「監督機関型の技術実習」であるものとします。

1.2 TITPガイドラインの目的

ガイドラインは、シームレスを保証する構造とプロセスを定めています

TITPの実施と監視。これらのガイドラインの主な目的は次のとおりです。

I. TITPの実施中の「派遣機関」の役割と責任を詳細に説明する

ii. インドと日本の派遣機関によるTITPの実施を監視するためのフレームワークを確立する

iii. 派遣機関が実施するコース補正作業によるリスクの軽減

iv. インドの利害関係者の有効性、能力、システムを強化することを目的とした推奨事項に監視努力を通じて得られた洞察を組み込み、それにより経験からの学習を促進する

派遣機関は、TITPの詳細な理解と更新のために、以下のドキュメント/リンクを参照することをお勧めします。

I. 日本の技術実習生の保護に関する法律（以下「技術実習法」という；http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf)

ii. 日本における適切な技能実習訓練および技能実習生の保護に関する法律の施行に関する条例（以下、「条例」と呼ぶ；http://www.moj.go.jp/content/001223426.pdf)

iii. 特定の職業および運営に関連する技能実習プログラムの運用ガイドライン-日本の「ケアワーカー」の職業基準に関する（以下「ケアワーカーガイドライン」という。）(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000184414.pdf) http://www.otit.go.jp/about_en/

IV. 技能実習機関（'OTIT'）のウェブサイト https://www.nsdcindia.org/ TITP

4日本の「技術実習及び技術実習生の保護に関する適切な法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf）第23条（2）（vi）（ページ番号17）に基づき、派遣機関とは、「監督機関型技術実習生になる申請者からの監督機関型技術実習の求人の適切な仲介をするための主務省令で定める要件を満たす者」をいう。

「監督-機関型技術実習」および「監督-機関型技術実習」の詳細については、TITPガイドラインのセクション1.4を参照してください。

5日本の「技術実習及び技術実習員保護に関する適切な法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf）第1条（ページ第1号）に基づき、技術実習員の適切な実施及び技術実習員の保護に関する法律が公表され、技術実習員の適切な実施を確実にし、技術実習員の保護を行い、技術実習計画の認定及び監督機関のライセンスを確立し、技術実習計画の認定及びライセンス制度を確立することにより、人材育成を通じて発展途上地域及びその他の場所への国際協力を促進する。

6「適切な技能実習研修および技能実習生の保護に関する法律の施行規則」（Pg.no。1）、（http://www.moj.go.jp/content/001223426。pdf）適切な技能実習と技術的インターントレーニーの保護に関する法律の施行に関する規則当該法の施行の目的として、適切な技能実習生の訓練と技能実習生の保護に関する法律施行規則が制定されました。

7「特定の職業・運営に係る技能実習プログラムの運営ガイドライン-「介護労働者」の職業基準に関しては、TITPによる介護労働者の受け入れに関する規則を明記して日本で導入されました。

これらのWebサイトには、TITPに関する更新および修正された情報が含まれ、これらのTITPガイドラインを補足する場合があります。

注記：これらのTITPガイドラインは、派遣機関またはその他の利害関係者への事前の通知なしに、いつでも修正を受ける可能性があります。TITPガイドラインのこのような変更に遅れないようにすることは、派遣機関/関係する利害関係者の責任です。

1.3 TITPとその主な機能

1993年に日本で開始されたTITPは、これらの国からの人々を受け入れ、On-the-Job-Training（「OJT」）を通じてスキルを移転することにより、発展途上国への貢献を目指しています。TITPの目的は、日本の技能実習生が開発したスキル、技術、知識を開発途上地域に移転することにより国際協力を促進し、当該開発途上地域の経済発展の原動力となる人材開発に貢献することです。

2017年11月1日に日本で施行された技能実習法により、新しい技能実習法プログラムが開始されました。技能実習法の目的は、「技能実習」の適切な実施を確保し、技能実習生を保護し、スキル、技術、知識の移転による国際協力を促進することです。TITPの主な特徴を以下に示します。

i. **技能実習の期間-**訓練された候補者は、3 ～5年間の技能実習を受けるために日本に派遣されます。

ii. **職種–TITP**の対象は、80の職種と142の業務です。派遣機関は、**OTIT**のWebサイトの情報を通じて、職種および業務の最新情報を常に把握してください。**TITP**の適格な求人カテゴリと業務のリストについては、このTITPガイドラインの付録1を参照してください。

iii. **帰国義務-**日本での技術実習を完了した後、技能実習生は帰国し、日本で学んだスキルを活用することが期待されます

8 OTITは「法務大臣（法務大臣および厚生労働大臣）による設立を承認された法的機関であり、2017年1月25日に設立されました。」出典：OTITウェブサイトhttp://www.otit.go.jp/）。OTITの詳細については、TITPガイドラインのセクション2.2（ii）を参照してください。

9「日本の適切な技能実習研修と技能実習生の保護に関する法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf）第2条（1）（Pg.no.1）、技術実習とは、「個人企業型の技術実習および監督機関型の技術実習」を指します。

10「個別企業型技術実習」および「監督機関型技術実習」の詳細については、TITPガイドラインの第1.4章を参照してください。

このドキュメントでは、「候補者」と「技能実習生」という用語は同じ意味で使用されています。

1.4　TITPの種類

TITPでの技能実習生としての候補者の受け入れには、2つの型があります。

I.　**個人企業型**の技術実習（MoCによるインドでのTITPの実施には適用されません）

ii.　**監督機関-技術実習の型**（これらのTITPガイドラインで規定）

個別企業型技能実習-日本企業（実施機関）が現地の監督会社、合弁企業又は財務取引を行う企業等の従業員を受け入れ、当該従業員の技能実習を行う制度です。個人企業型技術実習に参加する個人は、「技術実習の個人企業型」と呼ばれます。

技術実習の監督機関型-商工会、中小企業協会などの営利団体でない機関（監督機関）が技能実習生を受け入れ、技術実習を関連会社（実施機関）が実施するシステムです。技術実習の監督機関型に参加する個人は、「技術実習の監督機関型」と呼ばれます。

技術実習の監督機関型の詳細については、技術実習法、第2条（4）（ページ2）を参照してください。MSDEと日本省の間で署名されたMoCに従って、インドからの技術実習生としての候補者の受け入れは、「2.2の（iii）と2.2（iv）を参照してください」監督機関と実施機関の詳細については、これらのTITPガイドラインをそれぞれ参照してください。

MSDEと日本省の間で調印されたMoCに従って、インドからの技術実習生としての候補者の受け入れは、「監督機関型の技術実習」であるものとします。

11実施機関は、日本の「技術実習及び技術実習生の保護に関する適正な法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-000.pdf）第2条第6項（P.g.no.3）に基づき、「個別企業型研修の実施機関及び監督機関型研修の実施機関」という。

「個人企業型訓練の実施機関」および「監督機関型訓練の実施機関」の詳細については、技術実習法、第2条（7）および第2条（8）（ページ4）を参照してください。

12「日本の適切な技能実習訓練と技能実習生の保護に関する法律」（**http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2）-00.pdf**）第**2**条（**10**）（**Pg**・no。4）、監督機関とは、「訓練の監督業務（以下、「監督業務」と呼ぶ）に従事する日本の非営利法人を指します）監督するライセンスを取得することにより。」

2. TITPの利害関係者

2.1 インドの利害関係者

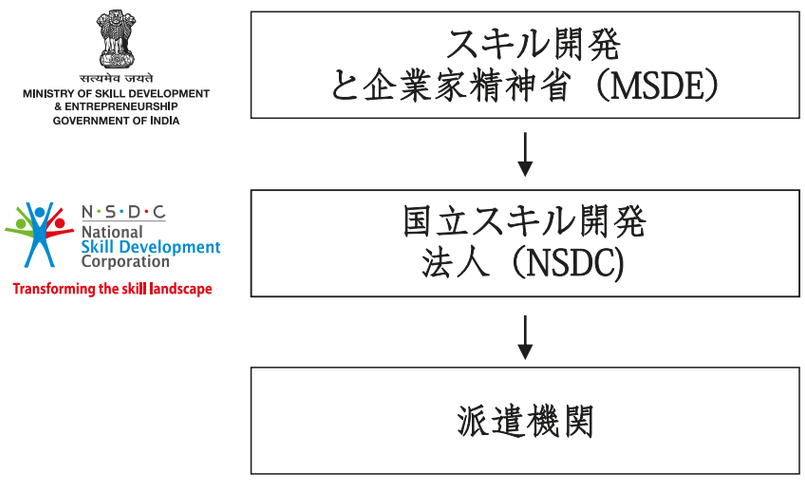

I. **スキル開発と起業家精神省：MSDE**は、スキル開発を通じて若者の雇用可能性を高めること、スキル人材の需要と供給との切り離しを取り除くこと、職業と技術訓練フレームワークの構築、スキルのアップグレード、および新しいスキルの構築に焦点を当てるように設立されました。

MSDEは、TITPの実施と監視に関する戦略的ガイダンスを提供するものとします。MSDEはまた、日本関係省庁、大使館などの様々な利害関係者間の調整を容易にするものとする。

インドの日本、在インドインド大使館および関連省庁**TITP**のスムーズな実施と監視のためのインド政府(http://msde.gov.in/).

ii. **国立スキル開発法人：**NSDCは、1956年（インド）の会社法の（かつて）セクション25に基づいて設立された非営利の公開企業であり、インドのスキルランドスケープを促進するための真の官民パートナーシップの構築を目指しています。

NSDCは、**MSDE**によって任命された**TITP**の実施および監視機関です。**NSDC**は、派遣機関を通じて**TITP**の実行を監視するものとします。**NSDC**は、派遣機関に必要なガイダンスと監督を提供し、**TITP**のシームレスな監視を実行するために必要なその他の責任を果たします。

TITPに関連する派遣機関による不適合のすべてのケースは**NSDC**が対処するものとします。**NSDC**は、**TITP**の効果的な実施を確認するために以下の責任を果たします。

a. **派遣機関を名簿登録する：**NSDCは、信頼できる、有能な企業を派遣機関として特定し、オンボーディングし、日本で技術実習を受けるための候補者の登録、訓練、および派遣を担う責任を負うものとします。名簿登録のプロセスには、提案とデューデリジェンスの評価、およびその後の最適な申請者の派遣機関としての任命が含まれます。

名簿登録された機関は、スキル開発および起業家精神省（**MSDE**）（「承認された派遣機関」）によって「承認」とみなされます。名簿登録のプロセスに関する情報は、**NSDC**の**Web**サイトで、関心のある申請者の参照用に入手できます（**http://NSDCindia.org/**）。承認された派遣機関のみが、**TITP**の下でインドから日本に候補者を派遣する権限を与えられています。派遣機関による名簿登録は、コンプライアンス違反が特定された場合、その営業期間内に取り消される場合があります。

b. **派遣機関の能力開発および関連するアドバイスの提供：NSDC**はまた、派遣機関の必要な能力開発と助言サービスを行います。これらの活動は、潜在的かつ強化された派遣機関の有効性を高めることを目的として設想されています。これらには以下が含まれます：

- **日本でのプロモーションイベントの開催：NSDC**は、パートナーとしての可能性を示す様々な監督および実施機関と会議および交流する機会を持って派遣機関をサポートすることができます。このようなプラットフォームは、派遣機関が日本の利害関係者から彼らの期待、能力を理解し、建設的なパートナーシップを構築することを容易にします。

- **インドでのプロモーションイベントの開催：NSDC**は、技術実習機構（**OTIT**）や日本国際訓練協力機構（**JITCO**）などの日本の知識パートナーを招待することにより、インドの利害関係者にプログラムに対するより深い洞察を提供することを目的としたワークショップとセミナーも実施します。

- **日本の監督・実施機関との提唱：NSDC**は、派遣元の国としてのインドの価値提案について利害関係者にアピールするために、監督機関および実施機関を含む日本企業との関連する擁護に取り組むことを目指しています。**NSDC**は、インドの堅牢な**TITP**エコシステムを紹介し、派遣機関のコラボレーションの見通しをもたらすというビジョンを持って、独自の日本の代表団を招待することができます。

- **必要なスキルアドバイザリの提供：NSDC**は、**TITP**の円滑な実施のために、関連する情報（認可を受けた監督機関のリストなど）をインドと日本のさまざまな関係者に定期的に配布します。

c. **認識とアウトリーチ：NSDC**は、プログラムの顕著な特徴、派遣機関、および様々な成果の広範なマーケティングを取り入れて、志向者の間で意識を生み出し、日本の利害関係者から関心を集めます。同じことは、次のような多くのメカニズムを通じて影響を受ける可能性があります。

- **Skill India**および**NSDC**ソーシャルメディアハンドルを使用したデジタルプロモーションの実施。
- **WorldSkills**コンテスト、セミナー、企業間イベント、その他のプラットフォームなどの国際的なプラットフォームを活用して、**TITP**の下でのインド人インターンの採用を提唱します。
- チラシ、バナー、オーディオビジュアルなど、すべての派遣機関が監督および実施機関と関与しながら使用できる多言語の担保品を作成します。
- インドにおける日本企業のためのプロモーション活動とロードショーを実施し、インド候補者に対するすべての関心と需要を生み出すのに役立ちます。
- 州レベルのワークショップ/セミナーおよび意識向上プログラムへの参加

d. **インド政府と日本政府の利害関係者との調整による SOの促進：NSDC**は、**MSDE**、**OTIT**、**JITCO**、在インドインド大使館、在インド日本大使館など、インド政府と日本政府の関係者との調整を行い、**TITP**関連事項に関して必要な介入を行う派遣機関を促進します。ハンドホールドサポートのいくつかの側面（ただし、これらに限定されません）は以下のとおりです。

- **NSDC**は、シームレスな実施のために、必要に応じて、上記の利害関係者と調整するために、日本でやがてデスク/オフィスを設置する場合があります。日本にオフィス/デスクを置くことで、**NSDC**は日本でインドの若者の能力を効果的に促進することができます。
- 派遣機関が、**OTIT**と協議して、必要な情報共有を通じて適切な方法で技能実習生を派遣することを可能にします。
- 派遣機関に必須文書のリストを提供し、**MSDE**から必要な承認を得ることにより、派遣機関のエンドツーエンドの文書化プロセスを容易にします。
- **TITP**の下で実施される可能性のある他の手順の支援。

e. **TITPの運用の監視：NSDC**は、インドと日本におけるプログラムの監視のための手続きメカニズムを策定し、運用しなければならない。**NSDC**は、派遣機関による**TITP**実施を評価するためにツールの組み合わせを採用します。

1. **インドでの監視には次のものが含まれます。**

- **NSDC**と派遣機関間の監視と情報共有のための合理化されたメカニズムを開始するための自動化管理情報システム（**MIS**）の開発。
- インド全土の派遣機関の訓練センターを定期的に訪問し、さらなる改善に必要な側面について助言します。
- 派遣機関、候補者/インターン、監督機関および実施機関に対するサポートを監視および拡張するための**TITP**専用のコールセンターの設立。コールセンターは、日系企業やインド人志願者など、日印両国の利害関係者の懸念に効果的に対処するために、重要な言語に関する十分な知識を備えたリソースの展開により機能します。

2. **日本での監視：**

- **NSDC**の日本でのオフィス/デスクの設立は、インターンの全体的なパフォーマンスと順応性についてのフィードバックを得るために、必要に応じて監督および実施機関を訪問する（**NSDC**の職員または第三者による）ことにより、日本のモニタリング業務への取り組みを促進します。

iii. **派遣機関：**日本でTITPを通じて技術スキルセットをアップグレードする資格がある有能で有能な若者は、派遣機関によって登録され、インドで訓練を受けます。派遣機関は、日本での技能実習を希望する候補者の監督機関との仲介者として機能します。

派遣機関のエンパレーションは、特定の間隔で**NSDC**によって呼び出されるRFPの透過的なプロセスを通じて行われ、NSDC Webサイトに公開されます。

TITPのワークフローの詳細な説明は、セクション4の「派遣機関の役割と責任」で詳しく説明されています。

TITPに関連する利害関係者から提起された苦情は、本TITPガイドラインのセクション7.7で定義されている「苦情管理システム」に準拠します。

2.2 日本の利害関係者

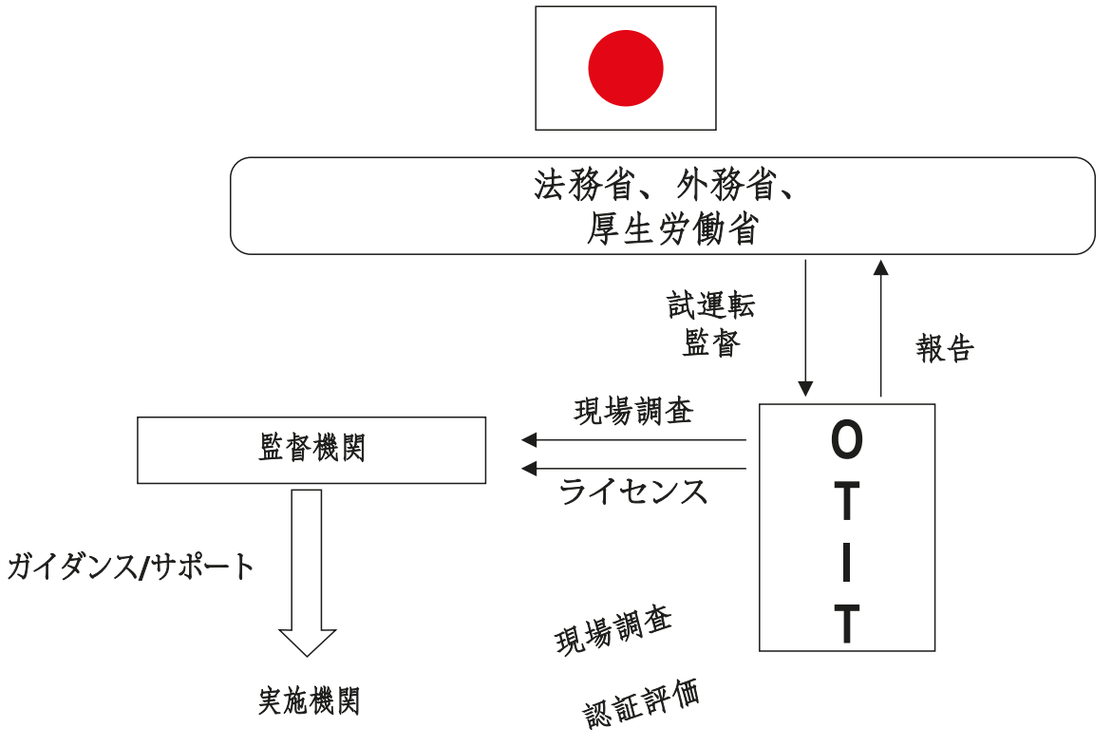

I. **日本国法務省、外務省、厚生労働省：**

法務省は、日本政府の内閣レベルの省庁の**1**つです。司法制度、是正処置、家庭、財産、企業の登録を担当し、政府の法的代理人として機能します。

外務省は日本政府の内閣レベルの大臣であり、日本の外交関係を担当しています。

厚生労働省は、日本政府の内閣レベルの省です。同省には、保健政策局、労働基準局、人材開発局、平等雇用局、子ども家庭局などを含む部門と局が含まれています。

ii. **技術実習の機関：**OTITは、日本の主務省庁（法務省及び厚生労働省）の承認を受けた法人であり、2017年1月に設立されました。OTITは、適切な技能実習と技能実習生の保護を確保しながら、人材育成を通じて日本の産業のスキル、技術、知識を発展途上国に移転することにより、国際協力の促進を目指して

います。(http://www.otit.go.jp/)

iii. **監督機関**：日本の技能実習生を受け入れる責任がある機関であり、各実施機関における技能実習が適切に実施されることを確認する必要があります。監督機関には、商工会議所、商工会 および産業、中小企業協会、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益社団法人、およびその他の機関などの機関が含まれます。監督機関は、監督に適した能力と意図を持って、日本の主務省（法務省および厚生労働省）から認可を受けなければなりません。 監督機関の詳細については、技術実習法、第2条（10）（ページ4）を参照してください。

iv. **実施機関**：監督機関の責任と監督下にある雇用関与に基づいて、技能実習生を受け入れ、技術実習を提供する日本の企業です。

実施機関の詳細については、技術実習法、第2条（7）および第2条（8）（ページ4）を参照してください。

[13] 法務省 (http://www.moj.go.jp/ENGLISH/preface.html)

[14] 外務省 (https://www.mofa.go.jp/about/index.html; https://www.mofa.go.jp/files/000290287.pdf)

[15] 厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/english/; https://www.mhlw.go.jp/english/org/pamphlet/dl/pamphlet-about_mhlw.pdf)

3. ワークフロー－TIIP

TITPの成功の達成は、候補者の入念な登録と、日本での技術実習後の雇用機会をサポートするために注意深い候補者の名簿登録から効果的な出発前訓練の実施まで、派遣機関によるさまざまな手順の実施に基づいています。

以下に示すワークフローは、派遣機関がTITPの実施中に従うべき一連のプロセスの概要を示しています。

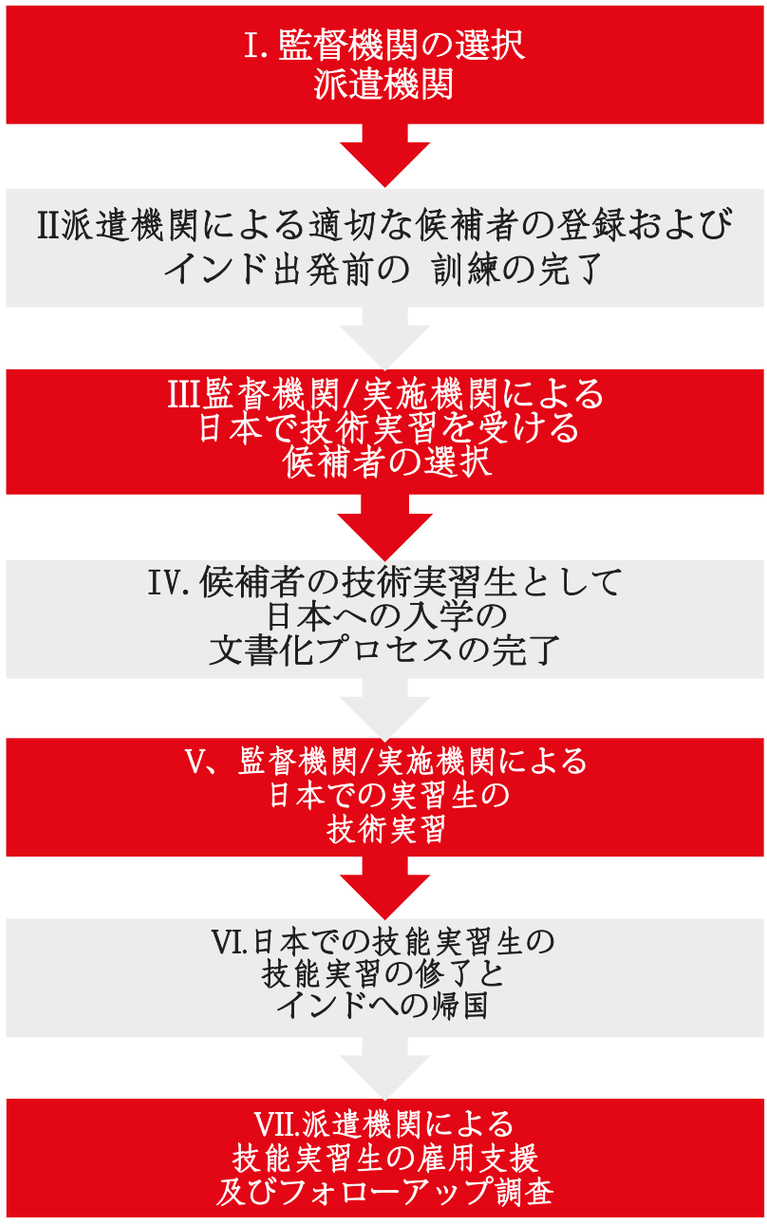

TITPの上記ワークフローの詳細な説明は、これらのTITPガイドラインの「派遣機関の役割と責任」4で説明されています。

16出発前訓練とは、候補者が日本に入国する前にインドの派遣機関によって候補者に与えられた訓練で、候補者が技術実習を受けるためであり、このガイドラインのセクション4. 2Bで詳細に説明されています。

4. 派遣機関の役割と責任

派遣機関は、TITPの効果的な実施において極めて重要な役割を果たします。派遣機関は、日本の利害関係者（監督機関と実施機関）の要件を完全に認識することが期待されています。派遣機関は、日本への出発前に、技能実習生に、日本でのすべての手続きと労働条件に関する情報を徹底的に広める必要があります。

派遣機関は、以下に矛盾する活動を行わないものとし、それを行わないと**NSDC**による適切な懲戒処分を招待することができます。この**TITP**ガイドラインのセクション7.6に定義されている「結果管理システム」を参照してください。下記の文書ま たは**TITP**に関するその他の文書/通信の変更に遅れをとらないようにすることは、派遣機関の責任です。

1.TITPガイドライン

2.MoC

3.条例

4.技能実習法

5.または特定の職業と業務に関連するその他の運用ガイドライン

6.NSDCが随時発信するTITPに関連するその他の文書/通信は、日本の監督機関との協議および合意によって決定されます。ただし、一般に、その役割と責任の概要を以下に示します（ただし、これらに限定されません）。

4.1 派遣機関による監督機関の選定

派遣機関は、適切な監督機関を特定し、技能実習生としての候補者の受け入れについて監督機関から確認を得ます。

派遣機関は、監督機関が法務省および厚生労働省によって監督機関として認可されていることを確認する必要があります。認可された監督機関は、OTIT Webサイトにリストされ、更新されます。派遣機関は、OTITのWebサイトに表示されている監視機関をブラックリストに登録されている、および/または行政罰などの対象と見

なさないように助言されます。さらに、派遣機関は、契約は、TITPの実施を通じてライセンスされます。

派遣機関は、TITPでのインターンとしての候補者の交換のために関係を結ぶ予定の監督機関との契約に署名することが必須です。本合意の目的は、派遣機関と監督機関との関係の枠組みを概説することです。派遣機関は、監督機関との契約を締結し、技術インターンの受け入れと実施機関での配置および監督機関と派遣機関間の商業条件（該当する場合）を記録するものとします。

派遣機関は、その機関と監督機関との間で署名された契約/その他の契約に従わなければなりません。さらに、派遣機関は、自身と監督機関との間で署名された契約または契約に、候補者またはその家族からの技術的なインターン/候補者に金銭的罰則を課す条項、または候補者/技術インターンによる訓練契約違反の場合に金銭の支払い/送金を必要とする条項がないことを保証するものとします。

4.2 派遣機関による適切な候補者の登録とインドでの出国前研修の完了

A. 日本で技能実習を受ける候補者の登録

TITPの成功と将来は、派遣機関が日本で技術実習を受けるために登録した候補者の属性、動機、および意図に大きく依存しています。したがって、派遣機関は、監督機関と協議して、インドで出発前の訓練を受けるための候補者選択のための適切な戦略に従うことが推奨されます。

派遣機関は、選択プロセス中の日本の技術実習の講義、賃金、期間、場所の手当など、**TITP**のさまざまな側面に関する正しい情報を候補者に配布するものとします。**NSDC**は随時この情報を共有し、同じ情報の普及を監視します。

TITPの目的を理解している適切な応募候補者をターゲットにするために、派遣機関を推奨します。関心のある候補者の適格基準の概要を以下に示します。ただし、派遣機関は、担当する監督機関の要件に従って候補者も登録する必要があります。

I. 候補者は18歳以上でなければなりません

ii. 候補者は、**TITP**の意図を理解した上で技能実習を実施しようとする人でなければなりません。

iii. 候補者はインドに戻り、日本で習得したスキルと知識を必要とする仕事に従事するものとします。

iv. 候補者は、日本で行うのと同じ種類の仕事をインドで行った経験を必要とします。以下に簡単に説明するように、個人が技術実習を受ける資格がある例外的な状況があります。

a) 候補者は、同じ種類の仕事に関連する教育機関での学習コースを修了している。コースは少なくとも6か月または320時間続いている必要があります。

b) 候補者は、技術実習を実施する必要性を具体的に説明することができ、技術実習を実施するために必要な最低限のレベルの訓練を受けています。これらの状況には次が含まれます:

- 家族経営に成功し、この分野での技術実習に従事する必要がある場合
- インドで急速に成長している分野で働きたいという事例が発生したため、その分野で技能実習に従事する必要性が生じた場合

c) 技術実習は、派遣機関と監督機関/実施機関の間の技術協力に特に必要であると認識されています。

v. 候補者は、過去に同じレベルの技能実習を実施してはなりません（やむを得ない状況が適用される場合を除く）

vi. 技能実習生が技術実習（iii）（b）に従事するには、技術実習（ii）（b）の完了後、技術実習（iii）を開始する前に少なくとも1か月インドに戻る必要があります。（b）

派遣機関は、特定の職業および業務の適格基準の詳細については、OTIT Webサイトを参照することをお勧めします。

17適格基準第i、ii、iii、v、viiは、「適切な技術実習及び技術実習生の保護に関する法律の施行に関する規則」に従っていますが、基準第ivはOTITが提案した通りです。上記の基準は全てを網羅したわけではありません。派遣機関は、監督機関の期待に応じて候補者を登録する必要があります。

注記：

- **NSDC**は、日本での技術実習を受ける候補者の選択において、いかなる役割も有しません。派遣機関は、監督機関から受け取った要求に従って、適格な候補者を特定し、登録するものとします。
- 派遣機関は、予想される給与報酬、勤務候補、または日本における技術実習に関するその他の利益に関して、いかなる時点でも候補者を誤解させてはなりません。
- 派遣機関は、NSDCが希望する任意の媒体を通じて、登録後7日以内に登録候補者のデータを提出するものとします。

B. インドの出発前訓練

派遣機関は、以下の点に対応して登録候補者の出発前研修を実施するものとします

i. 監督機関が希望するレベルまでの日本語研修

ii. 日本での生活に必要な知識を伝えるための日本のライフスタイル、マナー、エチケット、および公序良俗

iii. 必要に応じて必要なドメイン訓練を行います。派遣機関は、バッチに登録する前に、候補者の経験に関する要件について監督機関に相談する必要があります。

iv. 派遣機関が監督機関と協議して適切と認めるその他の関連する側面

派遣機関は、安全な訓練環境を提供し、受講生の健康、安全、福祉に悪影響を及ぼさないよう合理的かつ適切な措置を講じなければなりません。これに加えて、派遣機関は、これらのガイドラインの附属書**3**に記載されている点が、候補者と派遣機関の間で署名された契約に組み込まれるように最大限の努力を払うものとします。

4.3 日本で技術実習を受けるための監督機関・実施機関による候補者の選定

派遣機関は、監督機関/実施機関にて訓練を受けた候補者との面接を手配するものとする。派遣機関は、選考プロセス中に候補者に、技術実習の手当、賃金、期間、内容、技術実習の場所、居住地などの詳細を説明するものとしますが、これらに限定されません。

NSDCは、インターンシップ/プレースメント/雇用の保証、インターンシップの場所/確認、賃金/日本への奨学金、旅行の払い戻し、保険、インドへの帰国時の雇用など。

4.4 日本での候補者の入国に関する書類の完成

派遣機関は、候補者が日本に入国したときは、監督機関/実施機関の承認を受けなければなりません候補者を日本に派遣する前に、派遣機関は以下の活動を実施するものとします

I. 候補者との合意-候補者と派遣機関との間で署名された契約は、派遣機関と候補者の義務、技術実習の内容、候補者の扱い、および日本国内の拠点を明確に述べなければなりません。候補者と派遣機関との間の合意は、候補者の母国語または候補者が完全に理解する任意の言語で署名されるものとします。これに加えて、派遣機関は、TITPガイドラインの附属書3に記載されている点が、候補者と派遣機関の間で署名された契約に組み込まれるように最大限の努力を払うものとします。

注記：MoCによると、派遣機関が候補者またはその家族との間で、候補者またはその家族に属する資産（預金）または金銭などの不適切な譲渡または管理を行う契約を締結することは禁止されています。

ii. **実施機関との雇用に関する契約の締結-**日本で技能実習を受ける候補者は、実施機関との雇用に関する契約を締結するものとします。

後述の参照フォームの形式については、OTIT Webサイトを参照してください。フォームの数、形式、または要件は随時変更される場合があります。定期的にOTITのWebサイトにアクセスして、このような変更に遅れを取らないようにするのは派遣機関の責任です。

- 技術実習の雇用契約（参照フォーム1-14 ）
- 書面による雇用条件（参照フォーム1-15 ）
- 技術実習期間中の治療に関する重要事項の書面による説明（参照フォーム1-19 ）
- 技能実習生の書面による宣言（参照フォーム1-20 ）

セクション**4.4**を参照してください。（**iii**）これらの**TITP**ガイドラインのうち、**OTIT**に提出されるすべての文書について知る。

iii. **その他必要書類の提出–**派遣機関は、**OTIT**に次の書類の提出を支援するものとします。

a) 技能実習生のカリキュラム履歴（参考書類**1 -3** ）

b) 技能実習計画の認定に関する仲介機関の書面による誓約（参考書類**1 -10** ）

c) 外国における準備機関の書面による要約および書面による誓約（参考書類**1-13** ）

d) 技能実習の雇用契約（参考書類**1-14** ）

e) 書面による雇用条件（参考書類**1-15** ）

f) 技術研修期間における治療に関する重要事項の書面による説明（参考書類**1 -19** ）

g) 技能実習生の書面による宣言（参考書類**1-20** ）

h) 技能実習の準備に関連する自国で支払われた費用の書面による声明（参考書類**1-21** ）

I) 外国の派遣機関の要約書（参考書類**2-9** ）

j) 派遣機関が外国に回収した経費明細書（参考書類**2 -10** ）

k) 監督機関の許可に係る外国派遣機関の書面による誓約（参考書類**2 -11** ）

l) 技術実習を実施する理由の記述（参考書類**1-22** ）

m) 同種の職歴の証明書（参考書類**1-27** ）

n) 外国の所属機関によって発行された証明書（参考書類**1-28** ）

o) 入学前教育に関する協定書（参照用紙**1-32** ）

p) 教育機関の書面による要約（参考用紙**1 -33** ）

q) 訓練スケジュール（参照フォーム**1-34** ）

r) 技能実習生一覧（参照フォーム**1 -35** ）

注記：技術実習生が**OTIT**に提出する日本語で書かれた文書に署名する必要がある場合、技術実習生が理解できる言語に翻訳された文書も添付され、その場合にのみ技術実習生は署名するように求められるものとします。

iv. **居住状況の取得、ビザの取得、および日本への入国における支援–**派遣機関は、候補者に対し、日本の監督機関/関連利害関係者から適切な居住状況/その他必要な文書を取得するための支援を行うものとします。派遣機関はまた、候補者が日本に入国するためにビザを取得することを保証する責任をも有します。

居住資格証明書（**Coe** ）は、ビザを取得するための重要な文書です。**COE**は**OTIT**から監督機関に発行され、派遣機関は監督機関と調整して取得します。

4.5 監督機関/機関の実施による日本での技能実習研修

派遣団体は、日本での滞在中に技能実習生の状況に遅れずについていき、発生する可能性のある問題を解決する必要があります。日本における技術実習の詳細は、本**TITP**ガイドラインの付録**4**に記載されています。**TITP**の効果的な実施を確実にするために、派遣機関は次のような（これらに限定されない）様々な活動を行うものとします。

I. 技能実習生が実施機関との合意/契約に従って賃金を受け取ることを保証するために、監督機関および実施機関と調整します。

ii. 技術実習計画に従って技術実習が進行しているかどうかを監視します。技能実習計画とは、日本における技能実習の実施に関する日本の個人又は法人が提出した、日本の主務省庁の認定を受けた計画をいいます。技術実習プランと実際の技術実習が互いに異なる場合、特定された逸脱は**TITP**の違反として扱われな

ければなりません。これを監督機関とNSDCの通知に持ち込むことは、派遣機関の義務です。

iii. .技能実習生のパフォーマンスに関する定期的なフィードバックを取得し、問題があれば解決するために、監督機関および実施機関と密接に連絡を取り続けます。

iv. 技能実習生と密接に連携し、健康と安全の懸念に対応し、適切なサポートを提供します。技能実習生の嫌がらせや虐待などの重大な事態が発生した場合、派遣機関は、優先的に問題を解決するために監督機関と調整するものとします。派遣機関は、そのような事故についてもOtitおよびNSDCに通知しなければなりません。

v. 技能実習生があらゆる種類の死亡事故にあった場合、または負傷した場合、技術実習生に支援を提供します。このような場合、派遣機関は直ちに技能実習生の家族に連絡し、監督機関/実施機関と技能実習生の家族とのコミュニケーションを促進し、問題を解決して是正措置を講じる必要があります。

vi. 技能実習生は、日本での技能実習中にインドに帰国するまで失踪しないようにしてください。派遣機関は、技能実習生の失踪を防止するために、監督機関とともに効果的な措置を講じなければなりません派遣機関は、すべての候補者に訓練の内容、賃金、労働条件、日本のライフスタイルに対する文化的オリエンテーションおよびその他の関連する側面について説明し、候補者の訓練への期待が実際の訓練経験に近くなるようにします。派遣機関は、そのような説明に関連する情報を監督機関から求めるものとする。

派遣機関は、技術実習生の失踪について監督機関から通知を受けたときは、監督実施機関と連携し、技術実習生を見つけるものとします。派遣機関は、必要に応じて、技能実習生が技能実習またはインドにスムーズに戻るようにします。

派遣機関は、失踪事件を直ちにNSDCおよび技能実習生の家族に通知し、その場所を問い合わせ、監督機関およびNSDCに伝えなければなりません。技能実習生の失踪がNSDCに通知されるときは、技能実習生の位置を特定するよう派遣機関を支援するために可能な限り最善の努力をするものとします。ただし、NSDCは、いかなる方法においても、技能実習生の失踪に対して責任を負うものではありません。

vii. 日本で技能実習を受けている間に刑事犯罪で起訴された場合、技術実習生に可能な限り最高の法的サポートを提供するために、監督機関/実施機関と調整するも

19「日本の適切な技能実習訓練と技能実習生の保護に関する法律」（http://www.mhlw.go.jp/english/policy/employ-labour/human-resources/dl/2-00.pdf）第8条（1）（Pg.no.6）、技能実習は、「個人または法人（親会社（第2条、iv会社法（2005年法律第86号））およびその子会社（同条第（iii）項に規定されている子会社を参照）または法令の規定により密接な関係を持つ複数の法人主務省は技術実習研修を共同で実施し、これらの複数の法人は技術実習研修を実施する予定であり、主務省令で定められているように、技術実習研修の実施に関する計画を作成するものとする（以下参照）「技能実習計画」として）技能実習生と、それを所轄の大臣に提出することにより、適切な技術実習研修計画として認定してもらうことができます。

20 虐待または嫌がらせは、あらゆる種類を包含しますが、身体的/性的/言語的な性質に限定されるものではありません

のとします。派遣機関は、直ちにNSDCおよび技能実習生の家族に通知しなければなりません。このような場合、NSDCは問題解決のために技能実習生をサポートするために可能な限り最善を尽くします。ただし、NSDCは、そのような刑事犯罪への技能実習生の関与について、または場合により、責任を負うものではありません。

viii. 技能実習の完了後、インドへのスムーズな帰国のために技能実習を支援します

ix. 派遣機関は、日本の代表者/事務所を持ち、日本の利害関係者とシームレスにやり取りし、TITPの実施に関連して発生する可能性のある問題を直接管理できるよう求められます。 前述のポイントで説明したように、問題/事故が発生した場合、NSDCは、問題の解決において派遣機関をサポートするために可能な限り最善の努力をします。ただし、NSDCは、このような事故/事項の発生、または技能実習生に関連するその余波について、いかなる方法でも責任を負いません。

x. 派遣機関は、国営機関ワークショップやその他のプロモーション活動の開催など、インドおよび日本における認識およびアプローチ活動のためにNSDCをサポートするものとします。

4.6 日本での技能実習の修了とインドへの帰還

派遣機関は、技能実習終了後の技能実習生の円滑な帰還を確保するものとします。派遣機関は、日本の関連利害関係者/当局によって定められたTITPに関連する規則および規制に従って、それに関連する手順に従う必要があります。

4.7 インドでのインターンへの雇用支援とフォローアップ調査

技能実習修了後、日本からの技能実習生の帰国後、派遣団体は、取得した技術スキルを適切に活用するための職業を見つけるなど、必要な支援を提供するものとします。 TITPの適切な実施に関して、派遣機関は、NSDCまたはインドと日本のその他の適切な利害関係者からの技能実習生（技能実習を終えた後にインドに戻った）に関するフォローアップ調査などの要求に応じるものとします。

4.8 NSDCに派遣機関によって提出される情報/文書

派遣機関は、NSDCからの要請に応じて、候補者/技能実習生に関する情報をNSDCに

提供する責任を負います。派遣機関には、**NSDC**が望むように常に、規定した期間内に正確かつ完全な情報を提供する義務があります。これを怠った場合、**NSDC**は派遣機関に対して適切な措置を講じることができます。**NSDC**は、下記の文書のリストに加えて、プログラムの円滑な実施および監視に合理的に関連するその他の文書または情報を派遣機関に求めることができます。

様式番号	文書の種類
1-3	技能実習生のカリキュラム履歴
1-10	技能実習計画の認定に関する派遣機関の書面による誓約
1-13	外国における準備機関の書面による要約および書面による誓約
1-19	技能実習期間中の治療に関する重要事項の書面による説明
1-20	技能実習生の書面による宣言
1-21	技能実習の準備に関連して、母国で支払われた経費の書面による明細書
1-22	技能実習を実施する理由の説明
1-27	同じ仕事経験の証明書
1-28	外国の所属機関によって発行された証明書
1-32	入学前教育契約書
1-33	教育機関の要約書
1-34	訓練計画
1-35	技能実習生リスト
2-9	外国の派遣機関の要約書
2-10	派遣機関が外国で回収した経費の書面による明細書
2-11	監督機関のライセンスに関する派遣機関の外国における書面による誓約
2 -12	外国の派遣機関への推薦状

5. 派遣機関から請求される料金

派遣機関は、技能実習生として登録および訓練を受け、候補者を**TITP**の下で日本に配置するために必要な他の手続きを実行するために、候補者に適切な料金を請求する場合があります。この支払いは、候補者が両者間で合意した条件に従って、派遣機関に直接行われます。**NSDC**は、**NSDC**ウェブサイトに各派遣期間によって請求される料金の額を表示することができます。

派遣機関と候補者/技能実習生との間の紛争は、候補者/技能実習生の最善の利益のために両者間で友好的に解決されるものとします。**NSDC**は、派遣機関と技能実習生との間で発生する、手数料およびその他の手数料またはそれらの間の金銭的問題に関連する（ただしこれらに限定されない）紛争の発生について責任を負わないものとします。

注記：**MoC**に従って、派遣機関は、技能実習生から徴収される手数料およびその他の料金の計算基準を明確に指定し、基準を公開し、そのような手数料およびその他の料金の詳細の理解を十分に得るために技能実習生に順番に説明するものとします。

6. 管理費と監視費

NSDCは「非営利企業」であり、**1956**年会社法のセクション**25**（**2013**年会社法のセクション**8**に対応）に基づいてライセンスを保有しています。**NSDC**が**TITP**の下で知識とスキルの助言サービスを提供するためには費用が発生するため、**NSDC**は派遣機関から適切な金額を請求する権利を留保します。

NSDCは、派遣機関から「管理および監視料金」を請求します。詳細については、以下で説明します。

- **料金の金額：**候補者と実施機関との間で締結された「技能実習の雇用契約」に定義されている日本における技能実習期間の候補者一人あたり**5,000**インドルピー。**NSDC**は将来、この金額を変更することがあります。
- **支払いのスケジュール：**費用は、候補者を日本に「派遣」するときに派遣機関から請求されます。ここで「派遣」とは、候補者が日本から「技能実習の雇用契約」と**TITP**に参加するためのビザを取得したことを意味します。
- **支払いの期間：**初年度に候補者を日本に「派遣」する際に**NSDC**に料金が支払われ、その後、派遣機関は、日本での候補者の訓練の各年の開始時に**NSDC**に料金を支払う必要があります。候補者が何らかの理由で実習を途中で辞める場合、**NSDC**に**1**年間料金を支払います候補者と日本の実施機関との間で締結された技能実習」
- 手数料は返金不可とします。

手数料の構造、支払いのタイムライン、および適切な手数料の送金に関するその他の関連する詳細は、**NSDC**が随時リリースする回覧/ガイドラインに従ってください。**NSDC**は、派遣機関に通知することなく、またいかなる理由も記載することなく、料金構成要素をいつでも修正または含める権利を留保します。

7. TITPのモニタリング機構

スキル開発に向けたインドと日本の両国間の協力強化における**TITP**の重要性を考慮すると、インドのステークホルダーはすべての運用プロセスに対して**TITP**ガイドラインを守ることが不可欠となります。したがって、派遣機関では、**TITP**ガイドラインに定められているすべての手順の遵守に最大限の注意を払って**TITP**を実施することが不可欠です。

7.1 監視メカニズムの目的

TITPのモニタリングは、派遣機関による**TITP**の効果的な実施を推進する上で重要な役割を果たします。したがって、この監視フレームワークは、派遣機関が実施するさまざまなプロセスとイニシアチブに関して**TITP**の実施を評価するのに役立つ規制とパラメーターの基礎を築くために策定されました。**NSDC**は、次の主要な目的で**TITP**を監視するものとします。

i. 派遣機関による**TITP**のスムーズで透過的な実施の確保

ii. 非倫理的な活動や不適合な活動を行う派遣機関の調査

iii. **TITP**の実施中に、技能実習生、監督機関、および/または実施機関などのさまざまな利害関係者からフィードバックを取得して、欠点を修正するため

iv. **TITP**の継続的な改善を確保しながら、修正措置と適切な実践を採用して、望ましい学習と成果を達成する

v. インドと日本の主要な利害関係者への**TITP**の進捗状況の報告

7.2 監視方法

NSDCは、以下に記載されているいずれか/すべての方法（ただし、これらに限定されない）を使用して、ケースに基づいて**TITP**の監視を行うことを裁量します。**NSDC**は、派遣機関に事前に通知することなく、随時他の監視方法を展開することを選択できます。

派遣機関は、「モニタリングフレームワーク」、表**1**、セクション**7.3**に従って監視されなければなりません。準拠していないことが特定された場合、派遣機関は適切

な是正措置を要請する責任を負うものとします。「結果管理システム」のセクション**7.6**を参照してください。

- 派遣機関は、**NSDC**の要請に応じて、技能実習プログラムに関連する文書および情報を**NSDC**と共有する責任があります。**NSDC**は、プログラムの実施および監視に関連する文書または情報を派遣機関から求めることができます。文書および情報には、派遣機関が候補者/研修生、監督機関、および実施機関と締結した契約および合意も含まれます。**NSDC**の希望に応じて、規定の期間内に常に正確かつ完全な情報を提供することは、派遣機関の義務です。

- **派遣機関が提供する情報/データの検証**

  NSDCは、継続的な監視努力の一環として、適切なメカニズムを使用して**TITP**を監視するものとします。派遣機関がアップロード/提出した**TITP**に関連する情報/文書を監視に使用するものとします。派遣機関が提出した詳細の信頼性と正確性を確保する責任は、派遣機関のみです。情報が偽造または改ざんされていることが判明した場合、派遣機関はいつでも懲戒処分の責任を負います。「結果管理システム」のセクション**7.6**を参照してください。派遣機関は、**NSDC**の要求に従って、規定の時間枠内で情報/文書を提出する必要があります。

- **物理的な検査**

  派遣機関の訓練センターは、**NSDC**または**NSDC**によって任命された第三者機関が訪問できます。また、訓練センターへの驚くべき訪問が行われ、トレーナーや候補者などと交流する可能性があります。インドにとって**TITP**の戦略的重要性とその国際的な関係を考慮して、派遣機関の訓練センターは高品質の基準に準拠していることをお勧めします。

  監督機関および/または実施機関を含む、日本の関係者への訪問もあります。このような訪問の目的は、次の情報を取得することですが、これらに限定されません:

  a) 技能実習生の日本からの滞在中の技能実習の進捗状況と課題に関する技術実習生からのフィードバックを受け取る

b) 技能実習生のパフォーマンスに関して、監督機関/実施機関からフィードバックを得る

c) 必要に応じて適切な是正措置を講じる。そのような訪問の結果を使用して、**TITP**の実施に関する派遣機関の有効性を評価し、派遣機関のエンパネルメントの継続性に影響を与える可能性があります

7.3 フレームワークの監視

以下の表**1**に示す監視フレームワークは、インドと日本での**TITP**の実施中に**NSDC**によって採用された監視の手順メカニズムの詳細を示しています。**NSDC**は、モニタリングのパラメーターを含む表**1**に示されたメカニズムとは別に、状況に応じて適切と思われる任意の方法で他のパラメーターをモニターできます。

フレームワークの目的は以下を定義することです:

I. **派遣機関が達成する必要のある望ましい結果**

ii. **モニタリングのパラメーター—NSDC**が派遣機関を監視するために採用する、定められた望ましい結果を達成するため

iii. **モニタリングの各パラメータ**に対して派遣機関が提出する証明/情報を文書化します。表**1**に記載されているドキュメントのリストは、単なる例示です。**NSDC**は、状況に応じてその他の文書/情報を望む場合があり、派遣機関は**NSDC**が望む所定の期間内に関連する文書/情報を提出する必要があります。

この監視フレームワークは、セクション**7.5**の「結果管理システム」にリンクされています。派遣機関がプロセスに準拠していない、または非倫理的な慣行にふけると特定された場合、**NSDC**による懲戒処分を受ける責任があります。「結果管理システム」のセクション**7.6**を参照してください。派遣機関は、インドのイメージを傷つけたり汚したりする可能性のある活動を行ってはならず、いつでもインドの国民的利益を守るものとします。

表1：監視フレームワーク

S.No.	望ましい結果	モニタリングパラメータ	NSDCが望むときに、派遣機関がNSDCに提出する証拠/情報の文書化
1	協力覚書による承認基準（1）の遵守	派遣機関が、TITPの目的を理解し、インドに戻った後の技能実習を通じて成果を活用してインドの経済発展に貢献する動機を持つ候補者（日本へ派遣するため）のみを特定し、登録したかどうか	派遣機関は、候補者と派遣機関の間で署名された契約を提出するものとします
2	協力覚書による承認基準（2）の遵守	派遣機関が、候補者/技能実習生から徴収する手数料およびその他の手数料の計算基準を明確に指定し、基準を一般に公開し、その手数料およびその他の手数料の詳細を候補者が十分理解できるように候補者に説明したかどうか	(i) 派遣機関は、候補者から徴収される/徴収される料金をウェブサイトで指定するものとします (ii) 派遣機関は、「派遣機関が外国で収集した経費の書面」を提出するものとします（参照フォーム2-10。これらのTITPガイドラインのセクション4.4を参照してください）
3	協力覚書による承認基準（3）の遵守	派遣機関が、技能実習修了後にインドに帰国した技能実習生に、取得した技能を適切に活用するための職業を見つけるなどの必要な支援を提供したかどうか。	(I) 派遣機関は、技術実習生の雇用/自己雇用の証明書を提出しなければなりません
4	協力覚書による承認基準（4）の遵守	派遣機関が、TITPの適切な実施に関しおよび技能実習生の保護に関して、日本の法務大臣、厚生労働大臣、またはOTITからの要請に規定の時間枠内で適切に対応したかどうか。このような要求には、技能実習を完了した後にインドに戻った技能実習生のフォローアップ調査への協力が含まれます。	派遣機関は、NSDCの希望に応じて、規定の時間枠内で調査に回答するか、その他の情報を提供するものとします。派遣機関は、同じ証拠を提出するものとします

5	協力覚書による承認基準（9）の遵守	派遣機関が技能実習生の失踪に対処することの重要性を認め、日本の監督機関と協力し、技能実習生の失踪を防止する努力をしたかどうか	(i) 一派遣機関は、「技能実習のための雇用契約書」（参考書類**1-14**）を提出するものとする。本**TITP**ガイドラインの**4.4**章を参照）または**NSDC**が望むその他の文書を参照してください (ii) 派遣機関は、四半期ごとに**NSDC**に日本の技能実習生の状況/直面している継続性/課題（存在する場合）および状況に応じて状況を解決するために派遣機関が講じた措置について通知するものとします。 (iii) 派遣機関は、日本における技能実習中に技能実習生が行方不明になった場合は、書面によるコミュニケーションを通じて**NSDC**に連絡するものとする。
		日本での技能実習を受けるために派遣機関から日本に派遣された技能実習生の**10**％以上が日本での技能実習が完了する前に行方不明/インドに戻る場合、それは不適合とみなされ、強い懲戒処分が派遣機関に対して行われます。	
6	協力覚書による承認基準（**7-B**）の遵守	技能実習に関連する契約違反のために、派遣機関が金銭的罰則を課すか、金銭またはその他の財産の不当な振替を予期する契約/契約を締結したかどうか	派遣機関は、以下を提出しなければなりません。 (i)派遣機関と監督機関との間で署名された契約 (ii) 候補者と派遣機関の間で署名された契約
	下記のパラメーター（**7**）から（**10**）への違反は、「非倫理的慣行」と見なされ、これらの**TITP**ガイドラインのセクション**7.4**に記載されているペナルティーを招きます。**TITP**の実施全体を通じてコンプライアンスを確保するのは派遣機関の責任です。		
7	協力覚書による承認基準（**5**）の遵守	派遣機関とその役員が日本、インド、またはその他の国で懲役またはより厳しい刑罰を宣告されたかどうか。その場合、刑期が完了したか、刑罰が執行から免除された後、少なくとも**5**年が経過している必要があります（派遣機関の妨害の日から）	宣誓供述書は正式に公証されており、**NSDC**が適切と判断したその他の文書。

8	協力覚書による承認基準（**7-a**）の遵守	派遣機関及びその取締役会のメンバーが、過去**5**年以内（派遣機関での名簿登録の日から）技能実習に関連して、技能実習生及び候補者、その親戚その他の関係者の金銭その他の財産を預金の回収その他の目的を問わず管理しているかどうか、	
9	協力覚書による承認基準（**7-c**）の遵守	派遣機関及びその取締役が、過去**5**年以内（での名簿登録の日から）、技能実習に関連して、候補者及び技能実習生に対して人権侵害に伴う攻撃、脅迫、自由の制限などを行ったかどうか	
10	協力覚書による承認基準（**7-d**）の遵守	派遣機関とその理事会メンバーが、**TITP**および日本の移民プログラムに関連する過去**5**年以内（派遣機関での名簿登録の日から）に、偽造、改変、または偽の文書、写真または許可を不正に取得する意図のある図面を使用または提供したかどうか	
12	セクション**7.4**で定義されている配置基準への準拠	出発前訓練を受けた候補者の少なくとも**70**％が技能実習を受けて日本に入国したかどうか。	派遣機関は、技能実習生と実施機関との間で署名された「技能実習のための雇用契約書」（参照フォーム**1-14**）を提出するものとする。

注記：派遣機関は、**NSDC**に提出されたすべてのフォーム/文書が英語で翻訳されることを保証しなければなりません。翻訳された文書の信頼性を確保する責任は、派遣機関にあります。偽造文書が提出された場合、それは違反とみなされ、派遣機関に対して適切な懲戒処分が取られます。

7.4 名簿登録

研修前1年以内に技能実習を受けるために、出発前研修を受けるために登録された候補者の少なくとも70%が日本に配置されるべきです。派遣機関が訓練終了後1年以内に「技能実習の雇用契約」を確保できなかった場合、NSDCは以下のペナルティマトリックスを運用します。

コンプライアンス基準	提案されたペナルティ
70%以上の応募者が技能実習生として日本に派遣されました。	NSDCによるペナルティなし
技能実習生として日本に派遣された登録候補者の50%から70%。	派遣機関が70%未満の不足額でNSDCに支払った場合、管理および監視手数料に相当する金銭的罰金
入学候補者の50 %未満が技能実習生として日本に派遣された。	派遣機関が70%未満の不足でNSDCに支払った管理手数料および監視手数料に相当する金額の金銭的ペナルティさらに、NSDCは、結果管理システムで定義されていつSOの契約の終了/ SOの解除またはその他のペナルティを含む適切な措置を講じることがあります。

7.5 非倫理的慣行

派遣機関は、TITPの実施に悪影響を及ぼす非倫理的な慣行を怠ってはなりません。TITP下での非倫理的な慣行には、次のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

i. 表1に示すモニタリングフレームワークのパラメータ(7)～(10)への不適合

ii. TITPの実施に影響を与えるために、インドおよび日本の利害関係者に現金または親切で不当な利益を提供する。これはまた、SOが受講者を特定または動員するために雇用した採用者/エージェント/コンサルタントにも適用されます。

iii. SOまたはSOの採用者/エージェント/コンサルタントは、事前の承認なしにNSDC、msde、またはスキルインドの名前またはロゴを使用してはなりません。

iv. **TITP**の実施に関する情報/文書の偽造/操作

v. **TITP**の実施中のいつでも、いかなる事項についても候補者を誤解させるもの

vi. 候補者、インドおよび日本の関連利害関係者、または一般の人々を誤解させる可能性のあるブランディング/マーケティングを通じて、候補者に仕事を提供することを約束したり、日本で受け取る賃金について過剰約束したりするなどの情報を提供すること

vii. **NSDC**が希望する方法で候補者の詳細を**NSDC**に通知せず、**NSDC**への「候補モニタリング料金」の支払いを回避することなく、技能実習を受けるために候補者を登録および/または派遣すること

viii. 技能実習生からの契約違反に対するデポジットまたはペナルティ、または監督機関からの契約違反またはキックバックに対するペナルティを隠すために、**OTIT**に提出された契約とは別に、監督機関との**2**番目の合意/契約を締結すること

ix. 候補者またはその家族からの預金または罰金を候補者の活動に対して隠蔽するために**NSDC**に提出された契約とは別に、候補者との**2**番目の合意/契約を締結すること

x. 派遣機関、または派遣機関を代表する何らかの方法または派遣機関を代表するメンバー/スタッフ/人による候補者に対する嫌がらせまたは虐待

xi. 派遣機関と監督機関間の資金移動に関して、監督機関に金銭的キックバックなどを提供すること

（派遣者の費用を用いた過度の接待、または過度の負担は、監督機関または実施機関が派遣機関を訪問するたびにキックバックなどになります）

xii. **NSDC / OTIT**の任意のフォームまたは**Web**サイトでの書面による通信を通じて**NSDC**から与えられた指示、または以下の文書に規定されている規定に違反する。

a. **TITP**ガイドライン

b. **MoC**で与えられた承認基準（これらの**TITP**ガイドラインの付録**2**で詳述）

xiii. **NSDC**の要求に応じて、規定の時間枠内で情報/文書を共有することを拒否すること

前述の非倫理的な慣行を行わないことは、派遣機関の責任です。これに違反した場合は、派遣機関に対して適切な懲戒処分を招待するものとします。

7.6 結果管理システム

派遣機関は、「モニタリングフレームワーク」の表**1**、第**7.3**項又は前述の非倫理的な慣行に準拠していない行為に従事する場合、派遣機関は、派遣機関の雇用状況の取り消しを含む、**NSDC**が適切とみなす懲戒処分を受けることになります。

TITPガイドラインに含まれていない、またはその一部ではないが、いかなる方法および段階でも**TITP**の実施に関連するインシデント/側面の場合には、派遣機関は、候補者の最善の利益をもって**NSDC**に知らせ、インドと日本との間の友好的な両国関係を維持するために、最も適切な方法で解決するものとします。派遣機関がそのような発生を解決するために適切な是正措置を講じない場合、**NSDC**は発生を調査し、関係する派遣機関に対して適切な措置を講じることができます。

MSDEによって承認されていない機関が何らかの方法で**TITP**に参加していることが判明した場合、**NSDC**から適切な法的措置を講じることができます。

7.7 不満管理システム

利害関係者は、**NSDC**の**TITP**チームに問題に関する苦情を提起する機会を与えられなければなりません。被害者が**TITP**チームの決定に満足していない場合、そのようなケースは苦情処理委員会にエスカレートされる可能性があり、その構成は後で発表されます。

[21]虐待または嫌がらせは、あらゆる種類を包含しますが、身体的/性的/言語的な性質に限定されるものではありません

副文 1

TITPの下でのジョブカテゴリと操作の一覧表示

1. 農業（2つのジョブカテゴリで6つのオペレーション）

職種	運用
栽培農業	施設園芸
	畑作/野菜栽培
	果樹園芸学
畜産農業	養豚
	養鶏（鶏卵の収集）
	乳製品

漁業（2つの作業カテゴリで9つの作業）

職種	運用
漁船漁業	スキップジャックポールとライン漁業
	ロングライン漁業
	イカジギング
	巾着網漁業
畜産農業	トレイとセーヌのネット漁業
	ギルネット漁業
	ネット漁業の設定
	カニとエビのバスケット漁業
水産養殖	ホタテとカキの養殖

3. 建設（22カテゴリーの33業務）

職種	運用
井戸堀削	パーカッション式井戸掘削作業
	回転式井戸掘削作業
建物シート金属工事	ダクト板金工事
	内側及び外側シート金属操作

職種	運用
冷凍空調機器の設置	凍結および空気調和装置の設置作業
フィクスチャ作成	木製建具の手加工作業
大工作業	大工建築工事
フレーム作業	フレーム建築作業
補強バー構造	強化ロッドバーワークの組み立て
足場	足場建設工事
建築石材作業	石材加工作業
	石の吹き出し作業
タイル貼り	タイリング作業
タイル屋根	タイルルーフ作業
左官	左官作業
配管断熱	建設配管工事
	プラント配管工事保温・保冷工事
内装仕上げ	プラスチック-材料床仕上げ工事
	カーペット床仕上げ工事
	金属製の基盤建設工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン設置作業
サッシ設置	建物用サッシ設置工事
耐水	シール水-実証工事
コンクリート圧力供給	コンクリート圧力移転工事
井戸構造	井戸建設工事
ペーパーハング	塗装工事
建設機械の用途	ドージング作業
	積載作業
	堀削作業
	ロードローリング作業
炉設置、炉設置工事	炉設置、炉設置工事

4. 食品製造（9つの職種で14の業務）

職種	運用
缶詰食品の継ぎ合わせができること	缶詰食品の継ぎ合わせができること
家禽処理産業	家禽処理
海洋加熱漁業加工食品製造業	抽出製造
	加熱乾燥製品の製造
	フレーバー製品の製造
	スモーク製品の製造
非加熱漁業加工食品製造作業	塩製品製造
	乾燥製品の製造
	発酵食品製造
フィッシュペースト作り	かまぼこ製造業
牛肉および豚肉加工業	牛肉と豚肉のプライムカット
ハム、ソーセージ、ベーコン作り	ハム、ソーセージ、ベーコンの生産作業
パン焼き	パン焼き作業
既製の食事製造作業	既製の食事処理

5. 繊維（13の仕事カテゴリの22の業務）

職種	運用
紡績操作	プレスピン作業
	紡績工程
	巻取工程
	ツイストとダブルワーク
織り操作	サイズとワープ作業
	織りプロセス
	検査作業
染色	糸染め作業
	生地とニットの染色
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編み制作作業
経編生地の製造	経編制作
レディスと子供のドレスメイキング	レディース＆子供向けレディメイドの縫製作業
紳士服の仕立て	男性の既製服の縫製作業
アンダーウェア製造	アンダーウェア製造業務
寝具作り	寝具製品の仕事
キャンバス製品製造	帆布製品関連作品
布縫い	ドレスシャツ制作
シート製品縫製	車シート製品縫製作業

6. 機械および金属（15のジョブカテゴリで29の操作）

職種	運用
鋳造	鋳鉄および物品の作業
	非鉄金属の鋳造と物品の操作
鍛造	ハンマー式鍛造 プレス型鍛造操作
ダイカスト	ホットチャンバーダイカスト作業
	コールドチャンバーダイカスト作業
機械	エンジン旋盤運転
	フライス盤作業
	数値制御旋盤運転
	マシンセンタ操作
金属プレス	金属プレス操作
鉄作業	構造物の鉄鋼加工作業
工場シート金属工事	機械板金操作
めっき-電気	電気めっき作業
	メルトダウン亜鉛メッキ作業
アルミニウム陽極酸化	アノード酸化処理作業
機械検査	機械点検作業
機械保全	機械保全作業
仕上げ	溶解装置の仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
電子機器組立	電子部品組立作業
電気機器組立	スピンエレクトリックマシンの組立作業
	変圧器組立作業
	コントロールパネルと 配電盤の組立作業
	オープンクロー ズ制御装置の組立作業
	紡績電気コードリ ール製作作業
プリント配線板製造	配電盤デザインの印刷
	配電盤の生産を印刷する

7. その他（13のジョブカテゴリで25の操作）

職種	運用
家具製作	家具製造における手作業
出版	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	注入成形作業
	インフレ形成作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手荷重層成形作業
塗装	建築塗装工事
	金属塗装作業
	金属橋塗装工事
	スプレー塗装作業
溶接	手動溶接
	半自動溶接
工業用包装	産業包装作業
カートンボックスと段ボール箱	印刷ボックスの打ち抜き作業
メーカー	印刷ボックス生産作業
	貼り付けボックス制作作品
	段ボール製造作業
陶器の工業製造	ローラージガー成形作業
自動修繕と保守	自動修繕と保守作業
ビル清掃管理	ビル清掃管理作業
ケアワーカー	ケアワーカー
空港地上取扱い ・サポート業務（運営）	空港地上操作、 航空機地上支援作業（運用）

追加された追加のジョブカテゴリ

職種	運用
農産物の漬物加工	農業ピクル加工作業
医療福祉施設の食事処理	医療・福祉施設の 食事処理業務
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ作業

副文 2

MoCによる派遣機関の標準の承認

派遣機関は、**TITP**の実行中は常に、以下のすべての基準を満たす必要があります。

1. 技能実習プログラムの目的を理解し、インド共和国（以下「インド」と呼ぶ）の経済発展に貢献するために技能実習に従事する意欲のある人のみを適切に選択して日本に派遣し、インドに帰国後、技能実習を通じてその成果を活用すること。
2. 技能実習生および/または技能実習候補者から収集される手数料およびその他の手数料の計算基準を明確に指定し、その基準を公開し、そのような手数料およびその他の手数料の詳細を技能実習生および候補者に説明し、十分な理解を得ること。
3. 派遣機関が、技能実習修了後にインドに帰国した技能実習生に、取得した技能を適切に活用するための職業を見つけるなどの必要な支援を提供したかどうか。
4. 技能実習プログラムの適切な実施及び技能実習生の保護に関しては、日本法務大臣、日本厚生労働大臣又は技能実習機関からの要請に応じて行う。このような要求には、技能実習を完了した後にインドに戻った技能実習生のフォローアップ調査への協力が含まれます。
5. 派遣機関及びその取締役会のメンバーについては、日本、インドその他の国で懲役刑以上の厳しい罰則を科せられた場合、刑罰が終了した後、又は罰則の免除があった後、少なくとも**5**年経過していること。
6. インドの法律および規制に従ってプロジェクトを実施すること。
7. 派遣機関とその役員については、過去**5**年以内に以下の行為を行ったことがないこと。

a) 技能実習に関連して、預金またはその他の目的を収集するなどの理由に関係なく、技術インターントレイニーおよび候補者、その親族またはその他の関係者の金銭またはその他の財産を管理すること。

b) 技能実習に関連する契約違反について、金銭的な罰則を課す契約、または金銭またはその他の財産の不適切な移転を期待する契約を締結すること

c) 暴行、脅迫、自由の制限など、技能実習生や候補者に対する人権侵害；そして

d) TITPおよび日本の移民プログラムの手順に関して、偽造された、変更された、または偽の文書、写真、または図面を、不正に許可を取得する目的で使用または提供すること。

8. 日本の監督機関に対する技能実習の申請の調整において、技能実習員及び候補者、その親戚その他の関係者が第七項イ及びロに掲げる行為に関与したことがないことを確認する。

9. 技能実習生の失踪に対処し、日本の監督機関と協力し、技能実習生の失踪を防ぐための努力の重要性を認識すること。

10. 日本の監督機関に対する技能実習の申請を適切に調整するために必要な能力を有すること。

副文 3

以下に（ただしこれに限定される）候補者との契約に署名する際に派遣機関がキャプチャする側面を示します。

派遣機関は、

1. 候補者/技能実習生にTITPと、候補者/技能実習生が日本で行うことが期待される広範な責任について説明します
2. 候補者/技能実習生に誤解を招くような情報を提供しないでください。これには特に、（i）日本での技能実習の保証（ii）日本での技能実習終了後の保証された就職の約束が含まれません
3. 候補者/技能実習生に出発前の訓練に安全で安全な環境を提供する
4. 技能実習の提供のための候補者/技能実習生に関するすべての個人情報を機密に保管し、もはや必要とされないときにそのような情報を処分する

副文 4

日本における技能実習

技能実習プログラムの流れ

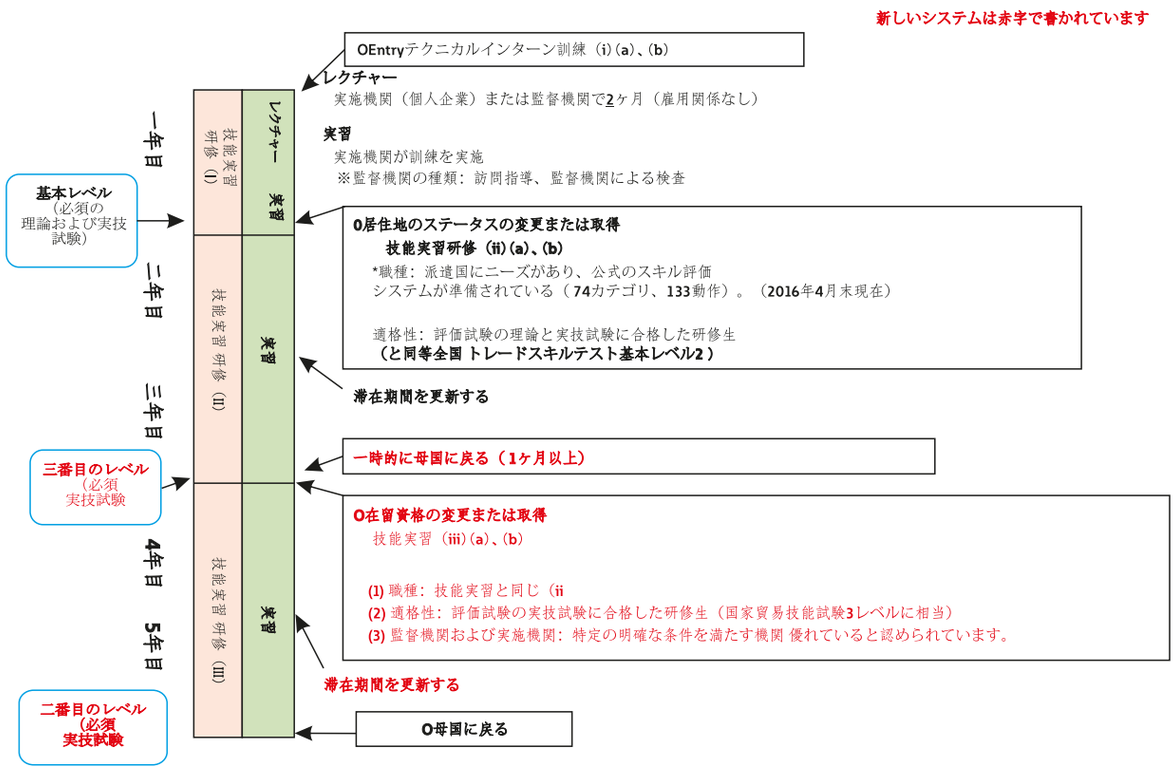

出典：厚生労働省

技能実習(i)(b)

- 技能実習（i）(b）は、在留資格「技能実習（i）(b）」を持つ外国人が、日本の監督機関に受け入れられ、スキルを習得するための訓練を指します。等は、必要な講義に出席し、雇用に関する契約の実施機関の国内事業所で技能等を必要とする業務に従事している。

- 技能実習（i）(b）には2つのフェーズがあります。
  - o 監督機関の講義
  - o 実施機関での実習

- 技能実習（i）(b）の標準は以下のとおりです。

  a) 取得するスキルなどに関する「基本レベルテスト」に合格する

  b) 習得するスキル等を必要とし、その内容として関連するスキル等に関する知識を習得する特定の作業を行うことができること。

基本レベルテスト

- 技能実習生が技能実習（i）（b）で取得したスキルなどの評価は、技能実習（i）（b）の完了前に「基本レベルテスト」を通じて評価されます。

技能実習（ii)(b）は、技能実習（i)(b)

- 技能実習（ii)(b）は、技能実習（i)(b）の在留資格「技能実習（i)(b）」を修了した者が、技能等の習熟度は、雇用に関する契約に基づいて監督機関が研修を監督している実施機関の日本の事業所で技能等を必要とする業務に従事していることを意味します。
- 技能実習**(ii) (b)**に関連する場合、技能実習生が提供される「基本レベルテスト」に合格したことを証明する、業務スキルテストのテスト指揮者が証明する文書のコピー。
- 技能実習研修（ii)(b）技能実習生は、実施機関で実習を受けます。
- 技能実習（ii）（b）の基準は以下の通りです。

  a) スキルの熟練度向上に関連する「第**3**レベル/グレード**3**貿易スキルテスト」に合格しました。

グレード3トレードスキルテスト

- 技能実習（ii）（b）において技能実習生が習得したスキル等の評価は、技能実習（ii）（b）を完了する前に「第**3**レベル/グレード**3**貿易スキルテスト」を通じて評価されます。

技能実習（iii)(b）

- 技能実習（iii)(b）は、技能実習（ii)(b）を修了する目的で在留資格「技能実習ii)(b）」を修了した者を対象とした訓練を指します。技能等の習熟度は、雇用に関する契約に基づいて監督機関が研修を監督している実施機関の日本の事業所で技能等を必要とする業務に従事している。
- 技能実習**(iii) (b)**に関連する場合、技術実習生が提供される「第**3**レベル/グレード**3**の業務スキルテスト」の実践テストに合格したことを証明する、業務スキルテストのテスト指揮者が証明する文書のコピー。
- 技能実習研修（iii)(b）技能実習生は、実施機関で実習を受けます。
- 技能実習（iii)(b）の標準は以下のとおりです。

  a) スキルの熟練度向上に関連する「第**2**レベル/グレード**2**貿易スキルテスト」に合格しました

グレード2トレードスキルズテスト

- 技能実習生が技能実習（iii)(b）で取得した技能などの評価は、技能実習修了前に「第**2**レベル/第**2**級技能検定」を通じて評価されます（iii)(b)。

Skill India
कौशल भारत - कुशल भारत

N·S·D·C
National
Skill Development
Corporation
Transforming the skill landscape

国立スキル開発法人
301, 3rd Floor, West Wing, World Mark 1, Asset 11, Aerocity, New Delhi-110037
Tel: +91 11-47451600, Fax: +91-11-46560417